

八王子市公共サイン整備に関する基本方針検討支援業務委託
受託業者選定のためのプロポーザル募集要項

1. 委託業務の概要.....	2
(1) 業務名	2
(2) 事業概要・目的	2
(3) 対象地域等	2
(4) 委託期間	2
(5) 委託上限額	2
2. 委託業務の内容	2
(1) 八王子市内の公共サイン整備に関する現状把握及び課題の整理	3
(2) 公共サイン整備に関する基本方針の検討資料作成	3
(3) 成果品の納品	3
3. 参加資格条件等	4
4. 申し込み・提出方法等について.....	4
(1) 申し込み・資料提出の方法	4
(2) 提出場所・担当	4
(3) 提出期間	4
5. 提出書類及びその様式.....	5
6. 提出書類の内容及び作成要領.....	5
(1) プロポーザル参加申込書.....	5
(2) 提案者(企業)の概要	5
(3) 提案者(企業)の業務実績等	5
(4) 予定主任技術者の経歴等	5
(5) 提案書.....	6
(6) 参考見積書	6
(7) その他.....	6
7. 評価方法等について	6
(1) 評価方法	6
(2) 評価審査基準等	7
(3) 評価の視点	7
(4) 契約予定者の選定	7
8. 質問・回答について.....	7
9. スケジュール	7
10. その他	8
11. 問い合わせ先.....	8

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

八王子市公共サイン整備に関する基本方針検討支援業務委託

(2) 事業概要・目的

あなたのみちをあるけるまち八王子（ウォークブルシティ）の実現に向け、統一され、わかりやすい公共サインの整備を推進するため、令和5、6年度にかけて「（仮称）八王子市公共サイン整備指針」を策定する。令和5年度では、以下フロー図のとおり基本的な方針の検討を行う。

本件業務委託では、今後「（仮称）八王子市公共サイン整備指針」を市が策定するにあたり必要となる、市内の公共サイン整備に関する課題の整理や基本方針などの検討資料の作成について支援を求めるものである。

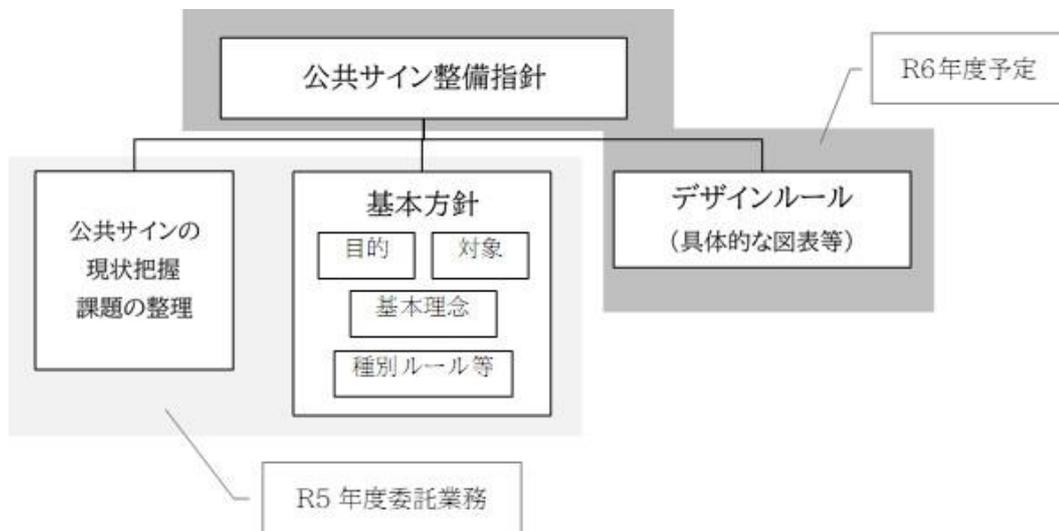


図 事業フロー図

(3) 対象地域等

本業務の対象地区は、八王子市全域を対象とする。

(4) 委託期間

令和5年(2023年)9月下旬～令和6年(2024年)3月15日

(5) 委託上限額

3,432,000円

2. 委託業務の内容

主に以下に示す業務項目を行うものとする。なお、本業務の具体的な仕様は、契約予定者となったものと提案内容に基づく協議を行い決定する。

(1) 八王子市内の公共サイン整備に関する現状把握及び課題の整理

ア 市提供予定情報に基づき、大きさ、設置方法などの物理的条件や案内、注意、説明などの用途条件を体系的にまとめ、本市における公共サインの現状把握を行う。

■市提供予定情報

- ・ 主要な鉄道駅周辺における既存公共サインの位置
- ・ 表示内容
- ・ 管理所管等

イ 本市における公共サインの現状・特性をまとめ、課題の整理を行う。

(2) 公共サイン整備に関する基本方針の検討資料作成

ア 公共サイン整備の基本理念と対象の検討

(ア) 今後公共サイン整備に求められることを検討し、市が作成した目的(仮)を基に基本方針内の基本理念として根本となる考えをまとめる。

目的(仮)：あなたのみちをあるけるまち八王子（ウォークブルシティ）の実現に向け、統一され、わかりやすい公共サイン整備の推進

(イ) 市が作成した対象(仮)を基に、市提供予定情報を仕分け、下記対象以外に含めるべき公共サインがあるかどうか検討する。

対象(仮)：案内、誘導、位置、説明、注意喚起

イ 公共サインデザインの基本的な考え方の検討

単純性・明瞭性・連続性・統一性・システム性(サインシステムの表現原則 出典：「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」交通エコロジー・モビリティ財団)を基に、本市の公共サインデザインの基本的な考え方について検討する。

ウ 公共サイン種別ごとのルール of 検討

八王子市として統一すべきルールを検討する。

なお、既存のエリア独自ルールとの共存方法や課題整理の際に改善対象となった公共サインの実現性も踏まえたルール作成等、その他ルールとの整序についても検討する。

エ 整備及び維持管理手法の検討

整備や維持管理の方法、公共サイン整備が促進されるようなアイデア(デジタルサイネージや広告付案内板等)について他事例を参考に検討、提案する。

オ その他(参考)

市は、本業務に関し必要な庁内検討会を設置し意見交換をするほか、本市景観審議会及び景観アドバイザーへの相談等を実施する予定である。原則として、受託者はこれらへの出席を要しないが、各種会議等に必要検討資料の事前提供や、聴取した意見の反映等について市に協力すること。

(3) 成果品の納品

以下について、電子媒体及び紙媒体等、市の指定する形式、期日までに納品する。

ア 報告書

イ (仮称)八王子市公共サイン整備指針の策定に必要な検討資料

ウ 打合せ議事録

エ 上記に係るデータ(編集が可能なもの。上記にて使用している図版や写真の原本データも含む)

※データについて

原則としてMicrosoft WordまたはMicrosoft Excel形式の編集が可能なものとし、Adobe Illustrator、Adobe Photoshopその他の形式とする場合は、市担当者との協議による。

3. 参加資格条件等

参加資格条件は次の通りとする。

ア 八王子市指名競争入札参加資格者名簿に登録している者。ただし登録業者以外の者であっても、必要書類の提出及び資格審査に合格した場合のみ参加することができる。

イ 過去10年の間に、公共サインに関係するガイドライン等作成の業務経歴があるもの。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

エ プロポーザル参加申込書の提出期限から契約予定者特定の日までの間のいずれかの日において、八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

4. 申し込み・提出方法等について

(1) 申し込み・資料提出の方法

募集要項「5. 提出書類及びその様式」に記載している提出書類を次の提出場所へ、持参又は郵送により提出すること。また、書類提出にあたっては、提出の方法等を事前に担当者まで連絡すること。

(2) 提出場所・担当

提出場所：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課(八王子市役所 本庁舎 5階)

(郵送の場合：〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号)

担当：鈴木(すずき)、田中(たなか)、坂井(さかい)、小林(こばやし)

(3) 提出期間

持参の場合：令和5年(2023年)7月21日(金)から令和5年(2023年)7月28日(金)

午後5時まで

郵送の場合：令和5年(2023年)7月28日(金)までに必着

5. 提出書類及びその様式

次の書類を提出することとし、様式を定めているものについては、その様式を使用すること。様式を定めていないものは任意とする。

提出部数は、以下のア（様式-1）からオ（参考見積書）を各1部と、これとは別に1次審査用としてイ（様式-2）からオ（参考見積書）を様式順に組んだものを6部とする。なお、6部提出する書類には、添付書類（契約書、登録証の写し等）の添付は不要とする。

- | |
|---------------------------|
| ア プロポーザル参加申込書(様式-1) |
| イ 提案者（企業）の概要及び業務実績等（様式-2） |
| ウ 予定主任技術者の経歴等（様式-3） |
| エ 実施方針等（様式-4） |
| オ 参考見積書（様式自由） |

6. 提出書類の内容及び作成要領

各様式は巻末に添付してあるので、参考にすること。また、カラー印刷を可とする。文字サイズは10.5ポイント以上を基本とする。

なお、各様式において求めている添付書類は、当該様式に添付すること。

(1) プロポーザル参加申込書

様式-1に従い記入すること。

(2) 提案者(企業)の概要

様式-2に従い、提案者(企業)の概要について記入すること。

(3) 提案者(企業)の業務実績等

様式-2に従い、下記の点に留意して、提案者(企業)の業務実績等について記入すること。また、同一・類似業務の別も記入すること。

ア 本業務の履行能力を評価する参考となる平成25年度以降に完了した同一・類似業務の実績について1件まで記入すること。

イ それぞれの業務実績を証明する資料として契約書及び仕様書の写し等を添付すること。

(4) 予定主任技術者の経歴等

様式-3に従い、下記の点に留意して、本業務に配置予定の主任技術者について記入すること。

ア 保有資格については、それぞれの資格を確認できる書類(登録証等)の写しを添付すること。

イ 本業務の履行能力を評価する参考となる平成25年度以降に完了した同種・類似業務の実績について2件まで記入すること。

ウ 業務上の立場は、その業務を担当した際の立場をいい、主任技術者、担当技術者等のほか、担当した分野等があれば記入すること。

エ それぞれの業務実績を証明する資料として契約書及び仕様書の写し等を添付すること。

(5) 提案書

本プロポーザルにおいて提案を求める内容は以下のとおりである。

ア 業務実績等

- (ア) 企業の業務実績等
- (イ) 業務推進体制
- (ウ) 配置予定技術者の経歴等

イ 提案内容等

- (ア) 様式-4 に従い、2 委託業務の内容 (1) (2) に掲げた各業務内容の実施方針・実施方法、実施工程表について記載すること。
- (イ) 本業務を受注する場合の見積書

(6) 参考見積書

提案内容にあわせた参考見積書を作成すること。

なお記載内容は、別添に示す実施要領に記載の業務項目に要する費用を内訳として、総額は消費税を含む額を示すこと。A4 判とし、様式は自由とする。

(7) その他

ア 提出書類は1者につき1案のみの提出とする。

イ 提出後の提出書類の再提出、一部差替え及び記載内容の変更は認めない。

ウ 様式-3に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、理由を明記した書面による変更の申し出があり、その理由が合理的でやむを得ないものと認められる場合はこの限りではない。

7. 評価方法等について

(1) 評価方法

評価は、以下に示す審査によって行う。

なお、1次審査は全ての提案者に対し実施するが、提案者数が4者以上である場合は、1次審査により3者に選定した後、2次審査を実施する。

なお、審査の流れについては「9. スケジュール」のとおり行う。

ア 1次審査（書類審査）

提出書類に基づき応募資格及び提出書類書式、業務経歴、提案内容等について、八王子市公共サイン整備に関する基本方針検討支援業務委託に係る契約事業者評価会議（以下、「評価会議」という。）の構成員が評価を行う。

イ 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

提案者によるプレゼンテーションに基づき、評価会議の構成員が行うヒアリング審査により評価を行う。

(2) 評価審査基準等

企画提案書等の評価項目及び評価点は、以下のとおりとする。

ア 1次審査（書類審査）項目

業務経歴等評価は、40点満点で評価する。

提案内容等評価は、60点満点で評価する。

業務経歴等評価と提案内容等評価の評価点を合算し、書類審査評価点とする。

イ 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）項目

ヒアリングによる審査は、100点満点とし、評価会議における構成員の採点結果の平均点を評価点とする。

(3) 評価の視点

ア 提案内容の適確性・創意工夫

- ・計画を策定するうえでの確かな課題認識や合理的かつ効果的な検討がなされており、スケジュール的にも適切な内容であるか。
- ・提案内容が独創性、先進性の観点から優れているか。
- ・提案内容が類似事例などを交えつつ、理解しやすい資料となっているか。

イ 事業者・実施体制の適正

- ・同種または類似業務の実績は十分か。
- ・技術者資格を有するなど主任技術者の能力は適切か。

(4) 契約予定者の選定

1次審査と2次審査の評価点を合算し、合計が最も高い1者を契約予定者として選定する。市は契約予定者と契約に向けた協議を行い、契約を締結する。

契約予定者と契約が成立しない場合は、書類審査とヒアリングによる審査の評価点の合計が次点の者を繰り上げて契約予定者とし、契約に向けた協議を行い、契約を締結する。

なお、合格最低点は、全体（書類審査及びヒアリングによる審査の合計）の6割（120点）とする。

8. 質問・回答について

提出書類の作成にあたって質問がある場合は、質問書（様式-5）に記載し、事務局へ電子メール（必要に応じてFAX可）にて送付すること。

なお、質問書（様式-5）の提出期限は、令和5年（2023年）7月18日（火）午後5時までとする。質問書に対する回答は、本募集要項と同じホームページに掲載する。

9. スケジュール

- (1) 令和5年(2023年)7月12日 実施の公示
- (2) 令和5年(2023年)7月18日 質問書 受付期限
- (3) 令和5年(2023年)7月21日 質問書に対する回答

- (4) 令和 5 年(2023 年)7 月 28 日 参加申込書及び提案書 提出期限
- (5) 令和 5 年(2023 年)8 月 10 日 書類審査結果通知
- (6) 令和 5 年(2023 年)8 月 28 日 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の実施
- (7) 令和 5 年(2023 年)9 月 4 日 契約予定者決定、結果通知
- (8) 令和 5 年(2023 年)9 月下旬 契約業務委託開始

10. その他

- ア プロポーザルに要した費用は、申込者の負担とする。
- イ 参加申込書及び提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ウ 提出資料は返却しない。
- エ 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。この場合、事前に連絡する。
- オ 提案書の作成にあたり、つぎのとおり資料を閲覧することができるものとする。

○閲覧できる資料

- ・ JR 八王子駅・京王八王子駅周辺における案内サイン整備計画
（八王子市 HP にて閲覧可能）以下、掲載 HP アドレス

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/006/001/003/p025341.html>

○HP で閲覧できない資料

- ・ 高尾山口駅前地区公共サイン基本ルール（案）
- ・ 高尾山口駅前地区公共サインリスト

HP で閲覧できない資料は、以下の場所にて閲覧すること。閲覧し知り得た情報は提案書の作成のみ利用することとし、外部に漏らさないこと。

閲覧場所：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

※閲覧希望者は、予め電話で閲覧したい資料を伝え、日時を予約する。なお、準備に日数を要することがあるため、日程に余裕を持って問い合わせること。

11. 問い合わせ先

八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課（八王子市役所 本庁舎 5 階）

担当：鈴木（すずき）、田中（たなか）、坂井（さかい）、小林（こばやし）

住所：〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話：042-620-7267（直通） FAX：042-626-3616

電子メール：b132300☆city.hachioji.tokyo.jp

（☆を@に変更してメールを送付してください。）